

一般財団法人国際建設技能振興機構
平成28年度事業報告書

当機構は、我が国の建設分野をはじめとする技術・技能・知識を習得・実践しようとする各国の人材の受入れ、育成等が適正に実施されるよう必要な支援等を行うことを目的とする団体である。

建設産業の担い手不足という構造的な問題がある中で、復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による当面の一時的な建設需要の増大に対応するため、平成27年4月から外国人建設就労者受入事業に基づく外国人建設就労者の受入れが開始された。

当機構として、外国人建設就労者が国内の建設事業の円滑な実施に貢献するとともに、母国の経済発展と我が国の建設企業の海外進出を支える人材として育成されていくために必要な支援策について、関係者と協議・検討し、実施に移していくことを柱として、以下に取り組んだ。

1. 研修・セミナー等事業

外国人建設就労者が安全に業務に従事することができるよう、外国人建設就労者向けに足場組み立てなど危険を伴う業務に係る特別教育等のためのテキストの作成等を行い、特別教育実施希望の受入建設企業等と実施の準備を進めた。

2. 外国人建設就労者受入事業に係る制度推進事業（国土交通省受託事業）

平成28年度末までに国土交通省により特定監理団体の認定が139団体について行われ、適正監理計画の認定を受けた企業数は602となった。これらの特定監理団体及び受入建設企業による外国人建設就労者の受入れが適切かつ円滑に行われるよう、以下のとおり業務を実施した。

（1）特定監理団体及び受入建設企業に対する巡回指導

① 特定監理団体157件、受入建設企業525件、合計682件について巡回指導を行った。

また、通常型の巡回指導に加え、外国人建設就労者の適正な受入れを行うためのポイント（告示・ガイドラインの手続き、労働関係法規等）について特定監理団体及び受入建設企業の理解を深める「理解度確認型」巡回指導も実施した。

巡回指導件数

	通常型	理解度確認型	計
特定監理団体	122件	35件	157件
受入建設企業	252件	273件	525件
計	374件	308件	682件

- ② 巡回指導に当たっては、特定監理団体及び受入建設企業の役員、受入れ責任者等と面会するとともに、関係書類の提出を求め、適正監理計画や労働関係法令の遵守状況等を確認した。その際外国人建設就労者が「同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上」の報酬を得ているかについて特に留意した。併せて、外国人建設就労者の住居や就労現場もできるだけ訪問した。

また関係者の同席を求めずに外国人建設就労者370名と母国語で面談し、就労・賃金の支払状況等について直接確認した（通訳は中国、ベトナム、インドネシア、フィリピンについては本部在勤母国語相談員により、それ以外（モンゴル、ミャンマー、カンボジア、ネパール、タイ、バングラデシュ）は外部委託により対応した。）。

- ③ 巡回指導の結果、適正な監理に向け取組みが必要な場合には文書・改善指導・注意喚起・助言を実施し、速やかな改善を求めた（特定監理団体55件、受入建設企業346件）。
- ④ 巡回指導の際には、外国人建設就労者の受入れに係る特定監理団体、受入建設企業等からの意見・要望を聴取し、受入れに関する推奨事例とともに国土交通省に報告した。

(2) 外国人建設就労者に対する母国語電話相談の実施

- ① 中国語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語及び英語の5カ国語で無料電話相談を行う「FITS 母国語ホットライン」を開設した。外国人建設就労者の就労実態を踏まえ、相談しやすい日曜日を含め次のとおり相談日を設定した。

言語	相談日
中国語及びベトナム語	日、月及び木
インドネシア語	日及び木
フィリピン語及び英語	日

(いずれも10時30分から19時まで。休日・昼休みを除く。)

- ② ホットラインについては、5か国語による案内をホームページに掲載したほか、連絡先等を記載した「ホットラインカード」を作成・配布し、巡回指導の面談時に外国人建設就労者ひとりひとりが保有しているかを確認した。
- ③ 平成28年度は14件の相談があり、問い合わせに対する回答、関係先の紹介を行った。また建設就労者の依頼により当機構から受入建設企業、特定監理団体へ希望を伝達した結果、改善された事例もあった。

(3) 不正行為認定時等の建設特定活動の継続支援

継続支援業務に必要となる無料職業紹介事業の許可を、平成27年5月1日付けで厚生労働大臣より取得し、支援体制を継続した。

平成28年度は継続支援が必要となる事案の発生はなかった。

(4) 適正監理推進協議会開催に関する支援

平成28年度の適正監理推進協議会が10月19日に開催され、設営、配布資料・議事録の作成等について事務局の支援を行った。

(5) 外国人建設就労者の技能検定随時3級等の受検に係る支援

外国人建設就労者の技能検定随時3級等の受検が円滑に行われるよう、受検希望を取りまとめて各都道府県の職業能力開発協会に取次ぎを行った(20件、48名)。

3. 外国人建設就労者受入事業に係る人材活用モデル事業(国土交通省受託事業)

(1) 外国人建設就労者受入事業等の監理の適正化や質の向上に資する先導的な取組みをモデル事業として選定し、支援を行う事業において、モデル事業の募集、支援の実施、評価、成果の共有等を行った。

- ① 募集要項・選定要項を定め、建設特定活動を見越した事前教育を行う先導的な事業として3件のモデル事業を選定した(ベトナム2件、フィリピン1件)。

事業者名	対象国	事業のテーマ
圏友協同組合	ベトナム	ベトナムにおける建設トレーニングセンターを活用した教育
(株) マツザワ瓦店	フィリピン	フィリピンにおける職業訓練校と提携した基礎教育
(株) LIGARE	ベトナム	ベトナムにおける現地送出し機関の研修棟を活用した教育

- ② 各モデル事業者より月次報告を受けるとともに、現地調査を行い、進捗状況を確認した。
- ③ 各モデル事業者より提出された最終報告書を受け、成果の共有のためのパンフレットを作成し、外国人建設就労者の受入れに関わる特定監理団体、関係建設業団体等に配布した。

(2) 本国へ帰国した建設分野の技能実習修了者について現在の就業状況、建設業への就業希望の有無、日本で習得した建設技能の活用状況等の情報を広く収集する取組みを情報収集事業として選定し、支援の実施、評価等を行った。

情報収集事業者名	対象国	事業のテーマ
(株) アーク教育システム	タイ、フィリピン、ベトナム等	東南アジア地域建設系技能実習生帰国実態調査及び日本語能力と建設技能習得との因果関係解明調査

4. 外国人建設就労者受入事業に係る人材育成支援事業（国土交通省受託事業）

(1) 国土交通省が提示する外国人材が帰国後に活躍する事を見据えた送り出し国における現地での事前訓練および入国後の一貫した教育・訓練プログラムに基づき、外国人材を育成する取組みを実施する事業者等（教育・訓練事業者）を公募し、当該事業の円滑な実施を支援するとともに、在留中の外国人材の資格取得ニーズを収集し、当該資格の取得を支援した。

また、パンフレットを作成し周知するとともに説明会を開催し、今後の事業の改善点等に係る意見等の収集を目的に、アンケート調査を実施した。

- ① 募集要項・選定要項を定め、帰国後に活躍する事を見据えた送り出し国における現地での事前訓練および入国後の一貫した教育・訓練プログラムに基づき、外国人材を育成する取組みを実施する事業者9社を選定し、支援を行った。

事業者名	対象国
(株) マツザワ瓦店	ベトナム、フィリピン
(一社) 利根沼田テクノアカデミー	ベトナム、インドネシア
(株) トラバース	ベトナム、フィリピン
国際ビジネスコンサルティング事業協同組合	ベトナム
新日本建工(株)	ベトナム
住友林業(株)	ベトナム
(株) アサノ	ベトナム

近畿中小企業溶接事業協同組合	ベトナム、タイ
サンライズ協同組合	ミャンマー

② 教育・訓練事業の実施計画書の作成・周知

教育・訓練事業者が作成した教育・訓練実施計画の情報をもとにパンフレットを作成し、特定監理団体その他の関係団体等に送付し、周知した。

③ 資格取得の支援

特定監理団体等にヒアリングを実施し、外国人材の資格取得ニーズを収集し、資格取得実施機関と調整し、講師及び通訳の派遣等を行った。

④ 送出し国および国内における外国人材育成事業等に係る説明会の開催

国内（4か所）、海外（3か国）において建設分野の技能人材として来日を希望する外国人材等を対象に本事業等に関する説明会および今後の事業の改善点等に係る意見等の収集を目的に、外国人建設就労者受入事業等の活性化等に資するアンケート調査を実施した。

場所	実施日	参加人数
ベトナム（ハノイ）	3月2日（木）	約70名
ミャンマー（ヤンゴン）	3月9日（木）	約70名
フィリピン（マニラ）	3月16日（木）	約60名
大阪	3月21日（火）	約40名
東京	3月22日（水）	約90名
広島	3月24日（金）	約40名
名古屋	3月27日（月）	約40名

5. 関係者からの相談等への対応

巡回指導業務、母国語電話相談業務、技能検定随時3級等の受検に係る支援業務等を通じ、外国人建設就労者やその受入れに関わる関係者からの相談に対応した。

6. 適正な送出し及び受入れに係る情報収集及び支援策の検討

人材活用モデル事業の現地調査及び人材育成支援事業にあわせて、ベトナム及びミャンマー及びフィリピンに進出している日系建設企業、現地送出し機関等からヒアリングを行うとともに、外国人技能人材の受入れに関わる各種団体・企業と意見交換を行い、情報収集に努めた。

7. 広報・啓発の推進

「FITS 母国語ホットライン」の案内、人材活用モデル事業及び人材育成支援事業の募集・選考等について本機構のホームページに掲載したほか、両事業の成果を共有するためのパンフレットを関係団体に配布した。

8. 新規事業の開拓

外国人建設就労者向けの安全衛生教育等についての検討、外国人建設就労者の適正な送出し及び受入れに係る情報収集等を通じ、今後の新規事業についての検討を行った。

9. 業務運営体制の整備

巡回指導業務及び母国語電話相談業務に当たる指導相談員を確保するとともに、巡回指導マニュアルの作成や研修の実施等を通じ指導相談員の資質の向上に努めた。

当機構の東京都千代田区の本部内に、巡回指導業務の運営体制と母国語相談業務の受付体制を整備するとともに、外国人建設就労者の受入れ状況等を考慮しつつ、中部地方（名古屋市）及び中国地方（広島市）に連絡所を設けた。

（平成28年度事業報告の附属明細書について）

平成28年度事業報告の附属明細書については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。